

\*\*\*\*\*  
手話を学んでみませんか？

参加費  
無料

# 紀の川市手話出前講座

手話は、聴覚に障害のある人のコミュニケーション方法のひとつ。  
紀の川市では、全ての市民が心豊かに生活することのできる地域社会の  
実現を目指し、手話言語条例をスタートしました。  
あいさつなど身近な手話を学んでみませんか？  
講師がご希望の場所に出向きます。

職場や地域のろう者と話をしてみたい...

手話に興味はあるけど..

~広げようこころの輪  
手話言語条例~



**対象**

市内に在住・在勤、在学する団体(概ね8名以上)  
(学校、医療機関、事業所や企業、自治会等の地域の団体)

**内容**

1回90分程度 (1回コース、3回コース等応相談)

- \* 聞こえないってどんなこと？
- \* 日常生活で困ることは何？どんな配慮が必要なの？(具体例)
- \* 子どもたちに考えてほしいこと、  
事業所で取り組んでほしいこと等各団体に応じた内容で

提供します。

**申し込み方法**

- ・ 所定の様式を、講座開催希望日の1ヶ月前までに紀の川市障害福祉課までお申し込みください。
- ・ 申込書は障害福祉課や各支所の窓口でも配布しているほか、紀の川市ホームページに掲載しています。

※会場は申込者側でご準備をお願いします。

紀の川市福祉部 障害福祉課

〒649-6492 紀の川市西大井338番地

TEL 0736-77-2511(代)

FAX 0736-79-3926

お申込み  
お問い合わせ

\*\*\*\*\*  
お気軽にお問い合わせください。